

東海第二発電所

難燃ケーブルの要求範囲について

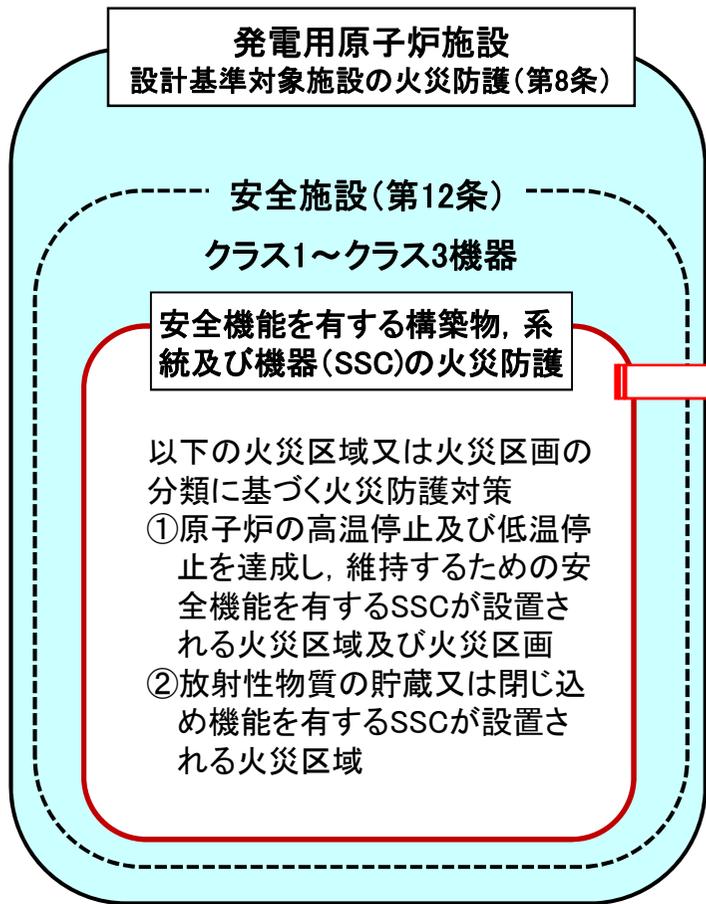
平成30年2月21日

日本原子力発電株式会社

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

1. 火災防護に係る基準規則の要求

◆ 火災防護の基準要求範囲



基準要求のイメージ

◆ 難燃ケーブルの使用は, 安全施設のうち, 安全機能を有する機器に使用するケーブルが対象

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「審査基準」という。)の要求事項

1.2 用語の定義

(15)「安全機能」原子炉の停止, 冷却, 環境への放射性物質の放出抑制を確保するための機能をいう。

2.1.1 原子炉施設の火災発生を防止するための火災防護対策

2.1.3 落雷, 地震等の自然現象により, 原子炉施設内の機器等が火災が発生しないように火災防護対策

2.1.2 安全機能を有する構築物, 系統及び機器は, 以下の各号に掲げるとおり, 不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。

- (1) 機器, 配管, ダクト, トレイ, 電線管, 盤の筐体及びこれらの支持構造物のうち, 主要な構造材は不燃性材料を使用すること。
- (2) 建屋内の変圧器及び遮断器は, 絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用すること。

(3) ケーブルは難燃ケーブルを使用すること。

(4) 換気設備のフィルタは, 不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし, チャコールフィルタについては, この限りではない。

(5) 保温材は金属, ロックウール又はグラスウール等, 不燃性のもを使用すること。

(6) 建屋内装材は, 不燃性材料を使用すること。

2.2 火災の感知消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は, 以下の各号に掲げるように, 安全機能を有する構築物, 系統及び機器に対する火災の影響を限定し, 早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

2.3 火災の影響軽減

2.3.1 安全機能を有する構築物, 系統及び機器の重要度に応じ, それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し, 以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。

3. 個別の火災区域又は火災区画における留意事項

